

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会
遺伝子組換え食品等調査会（オンライン会議、公開）

日時 令和2年11月27日（金）

13:00～

場所 イイノホール&カンファレンスセンター

D1D2

○今川室長

それでは、これより薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会遺伝子組換え食品等調査会を開催したいと思います。私、事務局の新開発食品保健対策室長の今川と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。この度、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、オンライン会議での開催とさせていただきます。なお本日の審議は YouTube 配信しておりますことを申し添えます。本日の出席状況ですが、現時点で本調査会の委員 6 名中 5 名の先生方に御出席いただいております。本日の調査会が成立することを御報告いたします。なお本日の調査会の開催に際して、田部井委員より事前に欠席の御連絡を頂いております。また本日は参考人として、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会の委員でもあるお二人、日本生活協同組合連合会組織推進本部長の二村様、一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長の浦郷様に御出席いただいております。なお利益相反に関する規定に基づきまして、特定の品目に関する審議を行う際には、利益相反の有無を確認し、その確認書につきまして、当省ホームページ上で公開すること等が定められておりますが、本日の調査会における審議内容については、これに該当しないことを申し添えます。

それでは次に事務局より、本日の進め方及び資料について御説明させていただきます。

○杉原主査

事務局の杉原と申します。初めにオンライン会議の進め方について説明いたします。今回は、Skype for Business を活用したオンライン会議となります。円滑な進行のため、次の点について、御対応いただきますようお願いいたします。発言者以外は、マイクをミュート設定にしてください。発言されたい場合は、メッセージにて意思をお伝えください。メッセージを確認しましたら、座長又は事務局より指名いたします。指名された方は、ミュート設定を解除して御発言ください。お手数ではございますが、発言の冒頭でお名前をお伝えください。発言が終了いたしましたら、再びミュート設定にしてください。また決議の際には、メッセージにて意思表示を確認いたします。

次に配布資料について、説明させていただきます。配布資料については、議事次第、委員名簿、資料 1、資料 2、参考資料 1 から 4 となっております。資料 1 「ゲノム編集技術応用食品の後代交配種にかかるこれまでの遺伝子組換え食品等調査会での議論」、資料 2 「ゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱要領(改正案)」となっております。こちらは基本的に前回の 11 月 16 日に開催されました遺伝子組換え食

品等調査会の資料と同じものとなっております。資料2については、少し修正点がございますので、それは後ほど事務局のほうから御説明いたします。

会議の途中に操作不良等が生じましたら、メッセージ等で事務局までお申し付けください。今の段階で操作不良等がございましたら、お申し付けください。

○今川室長 事務局、今川です。大丈夫そうですね。それでは、以降の進行を事務局から近藤座長に代わりまして、議事を進めてまいります。近藤座長、よろしくお願ひいたします。

○近藤座長 座長の近藤でございます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。今回は、前回の議論の続きということでございます。議題1.ゲノム編集技術応用食品の後代交配種の取扱い整理です。まず配布資料のうちの資料1、2につきまして、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○今川室長 事務局、今川でございます。そうしましたら資料1と資料2を御説明申し上げたいと思います。基本的には、前回と同じものになります。

資料1、これは前回と全く同じものになります。1.後代交配種の食品衛生上の取扱いについてです。少し読ませていただきながら御説明申し上げたいと思います。「ゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱いに基づき、届出されたゲノム編集技術応用食品」、これは外来遺伝子が入っていないものというものになります。外来遺伝子が入っているものについては、従来どおり遺伝子組換え食品の安全性審査がかかるというものになります。外来遺伝子が入っていない「ゲノム編集技術応用食品の後代交配種については、以下のとおり整理される」。○が3つほどありまして、まず一番上です。「後代交配種については、従来の育種技術の範囲」、ここで言う従来の育種技術の範囲というのは、自然の突然変異を利用した育種ですとか、放射線や化学物質を利用した育種、こういった従来の育種ということになります。「それらの範囲と判断されたゲノム編集技術応用食品を更に従来の育種同様な方法で育種したものであるので、食品の安全性は現在流通している従来の食品と同様であると考えられる」。これは従来の食品も全て安全ですということは当然ございません。安全性は、どの食品にもそれなりのリスクがあるというものです。そういった従来の食品と同様のリスク、同様の安全性ということです。

次の○ですが、「これを踏まえると食品衛生法の目的である食品の安全性の確保の観点からは、ゲノム編集技術応用食品に関して、現在の取扱要領に基づいて行われる事前相談及びその後の届出による情報があれ

ば、同法の目的は達成でき、その後の育種である後代交配種に追加で届出を求める必要性は認められないと考えられる」。

次の○です。「なお後代交配種に係る情報伝達や食品表示の観点については、食品衛生法の範疇とは別に整理されるべきものと考えられる」ということで、特にこの3つ目の○の情報伝達などについては、今日の調査会は第4回目ですが、1、2、3、回目とも、こういった情報伝達の大切さ、消費者の不安について、様々な御意見を頂いたところです。

次にこれらを踏まえまして、2.ゲノム編集技術応用食品等の今後の取り組みです。○が2つありまして、まず一番上ですが、「ゲノム編集技術応用食品等について、事前相談及びその後の届出を実施させるとともに、公表を着実に実施する」。これは今行われている事前相談、それから今後出てくるであろう、それを踏まえた届出、こういったものも引き続き着実に実施し、厚生労働省、事務局としても情報を蓄積していくというものになります。

次の○です。「ゲノム編集技術応用食品等に対する消費者の不安に対処するため、リスクコミュニケーションや調査研究を引き続き推進するとともに、海外における規制の検討状況の進展があった場合や新たな知見が得られた場合等にあつては必要に応じて、取扱要領の見直しを検討する」というものになります。これは特にリスクコミュニケーションですね。消費者の不安を解消するために、また正しく御理解いただくということで、リスクコミュニケーションは非常に大事と認識しておりますので、十分、実施していきたいと考えています。

それから繰り返しになりますが、適切な情報伝達をして、消費者に選んでいただけるようにすることは、消費者にとっても意味があるということ、厚生労働省あるいは関係省庁、それから今日、御議論いただいております委員の皆様、参考人の皆様も十分理解しております。例えば今後、事前相談にいらしていただいた事業者に対しましても、審議会で頂いた御意見、消費者側のそういった御意見があるということについては、十分にお伝えしていきたいと考えています。それから当然ではありますが、関係省庁、農林水産省、消費者庁、そういった関係省庁とも引き続き情報共有、それから連携をしていきたいと考えています。

資料2です。一部変えておりますが、その部分はまた御説明申し上げます。まず一番上から「取扱要領(改正案)」です。「6.後代交配種の取扱い」です。このように改正するということになります。「ゲノム編集技術応用食品として届出を行った旨の公表がなされた品種に、従来品種等」、ここで言う従来品種というのは今、正に流通している、あるいは

流通が今後認められる、そういった趣旨ですが、「従来品種等を伝統的な育種の手法により掛け合わせた品種については、事前相談及び届出は求めないこととする」というものです。

それから一部変わった部分として、「なお」とその後にあった部分を削除させていただきました。「なお」の部分の書き振りを読み上げますと、「なおゲノム編集技術応用食品のうち組換えDNA技術応用食品に該当すると判断された品種に伝統的な育種の手法を用いて掛け合わせた品種については、組換えDNA技術応用食品の規定が適用される」というのは削除させていただきました。これは端的に言えば、遺伝子組換え食品に該当したものは、遺伝子組換えのルールにのっとって行われますということなのですが、これについては、今の取扱要領の一番始めの所にも、「なお、最終的に、外来の遺伝子又はその一部を含む場合は組換えDNA技術に該当するものとする」と書いてありますので、繰り返しになりますので削除したという趣旨になります。事務局からは以上でございます。

○近藤座長 それでは、ただいまの事務局からの説明を受けて、皆様の御意見を伺いたいと思います。まず最初に浦郷参考人、二村参考人から順番に御意見を伺いたいと思います。

○浦郷参考人 まずは先週の月曜日の議論で結論を出さず、後代交配種についても情報を収集・蓄積をするための仕組みが作れないかという私どもの意見を受け止めて、今日もう一度、こうやって議論の場を設けていただいたことに感謝いたします。

厚労省の中でもいろいろ御検討を頂いたようですけれども、結果的には前回の結論と変わらずというところで、事前相談と届出により外来遺伝子がないことを確認したものが、食品の安全性という意味では、従来育種により作られたものと同様ということですから、食品衛生法上できることはそこまでだということも理解いたしました。ただ、届出された物が市場流通品として、消費者の手元に届くこともありますけれども、ほとんどが栽培される地域に合わせて後代交配されて、それが市場流通品として消費者の手元に届くということなのです。もちろん安全性には問題ないと思いますけれども、後代交配種がどのように広まって私たちの手元に届くのかというところは、当然、そこまでの情報は管理されていくべきだと思います。

ですので、ここについて何か仕組みを御提案いただけるのかということとは期待しておりましたが、やはり食品衛生法上という枠の中、また厚労省の権限という中で考えると、なかなか難しいというところですね。

それゆえ、今回の検討会の文章の中に入れることができないということは、本当に非常に残念なのですけれども、そこも理解いたしました。

しかし情報収集やデータの蓄積の重要性というのは、誰もが分かっているところなので、そこは開発者にしっかりとした情報管理と、情報伝達に関わる部分では情報開示をしてもらおうということを伝えてほしいと思います。資料1-2のほうに書き込んでもらっていますけれども、海外の規制の状況が変わったときやゲノム編集技術に関しては、今もかなりのスピードで進化しているようなので、また新たな知見が得られたときには、きちんと見直しをするということを重ねてお願いしたいと思います。以上です。

○近藤座長 浦郷参考人、貴重な御意見をありがとうございます。二村参考人からも御意見がありましたら、よろしくお願ひいたします。

○二村参考人 私も浦郷参考人と同じような意見にはなります。1つは、何らかの情報を蓄積するような仕組みを御検討いただきたいということですが、そのことについての具体的な記載がないというのは、正直残念に思います。食品衛生法上の対応として、決まったことを書き込むのはなかなか難しいという御説明でしたので、その点についてはそういうものだというように思います。

ただ、リスクコミュニケーションを強めて行うということが書いてありますよね。それを行うためにも、技術がどのように応用されているのかという情報がないと、結局、普通の消費者は「一般的にこういうものですよ」という説明をされても、そのことが自分の生活や実際に食べる物とどういう関係があるのかが分からなければ、リスクコミュニケーションにはならないと思うのです。そうしますと、やはりリスクコミュニケーションの土台になるような、何らかのプラットフォームが必要なのだらうと思っています。

ただ、これは厚生労働省だけの仕事ではないということは、もちろん分かります。農林水産省などの省庁とともに、この技術全体の広がりや応用の状況について、きちんと情報を把握していただくということは要望したいと思います。できれば、今回の調査会の検討の基になっている部会のほうで、何か定期的な形ででも、諸外国の検討の状況などと併せて、技術全体の状況について評価をして報告するという場を持っていたければ、より良いのではないかと考えております。以上です。

○近藤座長 二村参考人、貴重な御意見をありがとうございます。情報伝達やリスクコミュニケーション等についての貴重な御意見を、これからも参考にしたいと思います。

続いて、各委員の皆様からも順番に御意見を伺いたいと思います。まず先に、今日欠席の田部井委員に御意見を伺っておりますので、それを事務局のほうから御紹介願います。

- 今川室長 今日、御欠席の田部井委員から御意見を頂いておりますので、読み上げさせていただきます。「後代交配種の取扱いについて。農研機構企画戦略本部新技術対策室、田部井豊」。3つありまして、まず1つ目です。「ゲノム編集技術応用食品として届出が行われた品種は、ゲノム編集技術で変異を導入し、有用形質を付与されたものですが、従来の育種で利用されている多様な遺伝資源の1つと考えられます」。2つ目です。「従って、届出された品種と従来品種を伝統的な育種手法により掛け合わせた後代交配品種が有する安全性若しくはリスクは、ゲノム編集をしていない従来品種同士を掛け合わせた後代交配種と同様のものと考えられます」。3つ目です。「従来品種の後代交配種に事前相談及び届出を求めていることから、ゲノム編集技術応用食品として届出された品種の後代交配種についても事前相談及び届出を求めないとする、取扱要領の改正案に賛成します」。以上です。

- 近藤座長 田部井委員の御意見も踏まえて、これから各委員の皆様のお意見を伺いたいと思います。岡田委員、御意見がありましたらよろしくお願ひいたします。

- 岡田委員 これまでの議論を通じて、取扱要領がいろいろと改正されてきたのですが、現時点でできることは盛り込まれている案になったのではないかと考えております。以上です。

- 近藤座長 続いて、岡本委員から御意見がありましたらお願ひいたします。

- 岡本委員 これまでの議論の状況ですけれども、後代交配種については、従来の育種産物と同程度と見なされることが確認された系統の後代ですから、現時点では科学的にその後の後代について区別する必要性は認められないということで、新たな届出は求めないという結論で問題ないと考えます。また、リスクコミュニケーションと少し関係しますが、現在、品種の育成者や開発者においては、交配記録は記録を残すのが基本的なことと考えられます。通常、育成設計者権を守るためには品種登録をされるのが一般的ですし、品種登録されたものについては、その親にどのような系統を交配に使ったかが記載されるため、隠す意図がないものについては、ゲノム編集した系統の親あるいは先祖に遡ってトレースできると考えられます。以上です。

- 近藤座長 続いて小関委員、御意見をよろしくお願ひいたします。

- 小関委員 私も後代交配種ということで、専門調査会の委員の1人として安全性の

ことで、後代交配種の前のオリジナル、最初のものについて安全性を評価しています。これは私自身の考え方というか、感覚ですけれども、ゲノム編集ということで届けられているものを考えてみると、これまでは突然変異育種を起こしかねなかったものも出てくるだろうと。しかし、それらを選抜し切れなかった。大体劣性でくるものが多いですから。それを狙い撃ちして取って、濃縮することができる。そういうことで濃縮できなかつたものが、これまでの人類の歴史の中でも存在していたのだろうけれども、消えていってしまったもの。そういうものがいろいろ出てきて、いろいろ交配してきたということを考えると、もともとのものが安全性で評価されれば、それらを開発するのでも従来の突然変異育種等何なりと、安全性の上では変わらないだろうと思って判断してきました。

これは私の感想で恐縮なのですが、今の判断というのは、言ってみれば、専門調査委員の1人としての私として考えてみると、申請され製造される食品について本専門委員会における議論と判断ができる、その部分はできるのです。しかし、それを食べる消費者の1人として考えてみると、その間がすごく飛んでいるのです。それは何かと言うと、開発者との間でやっているのですけれども、その次には種子を生産する会社が出てくるかもしれませんし、その後は農家、生産者に渡すということになります。それでできた農作物を、今度は販売するルートに乗せて、販売されるお店に行き、最終的に私たちが買って食べるという形になると思うのです。

そうなったときに本来、開発される方というのはいろいろなメリット、生産者にとってのメリット、あるいは変異によっては消費者にもメリットがあるということが考えられます。例えば、開発される方にとっては、言ってみれば、消費者にメリットがあるとするならば高く売ることができるとか、農家である生産者のためといたら種の数を減らせるとか、農薬を使わないで済むということがあるのだろうと思うのです。その辺の議論は、私もイメージでは分かるのですけれども、それは農家さん、農業や経済の専門家の方々が評価して行って、消費者も含めてそれをどうやって皆さんにお話していくのかというところです。

確かに食品としての安全の部分は、ここで私も専門家という観点で押さえて、科学ベースで押さえれば分かるのですけれども、その次の農業的な、あるいは経済的なところは完全に素人ですから、何とも言い様がない。その辺の議論をした上で、どう情報が流れて、開発の会社の方が生産者に渡してくかという、非常に複雑な難しい話があるのだろうとい

うことがイメージされるのです。食品衛生法上の安全というのは、先ほどからお話が出ていて、専門委員として届けられたものは事前に判断できるのですが、そこから先の部分は私たちにはお手挙げというか、専門外で何とも言い様がないのです。そこはお考えいただいて、農林水産省あるいは消費者庁にそういうところを担当していただく。

例えば先ほどの種苗の話にしても、私もある程度は知っていますが、専門ではありません。専門外の話をしてしまうと、何か混乱を引き起こしてしまうと思うので、やはりそこはきちんと専門の方に、今後、議論をやっていただくということが一番正しいリスクコミュニケーションができるのではないかと感じています。長くなってすみません。以上です。

○近藤座長 小関委員、経験を交えて貴重な御意見をありがとうございました。続いて、中島委員から御意見を頂いてよろしいでしょうか。

○中島委員 ここで議論は尽きていると思います。安全性については従来品を超えないと。それから現実的なことを考えますと、現状の規定で、しかも有効だと考えられることでやれることは全てやったのではないかと思われまので、私は現行の提案に賛成いたします。以上です。

○近藤座長 ただいま、参考人の皆様と委員の皆様から御意見を頂きました。総合しますと、情報伝達、情報提供、リスクコミュニケーション等の在り方、あるいは提供の形というところで貴重な御意見を伺っております。これについては十分考慮し、今後のアクションの参考にさせていただきたいと思います。一方でゲノム編集技術の後代交配種の食品衛生上の取扱いについては、委員の皆様も参考人の皆様もともに、この改正案で問題ないという御意見だったと思います。したがって、ゲノム編集技術応用食品の後代交配種等の取扱いについては、資料2に示した取扱いにしたいと思います。浦郷参考人からもう一度発言があるそうなので、浦郷参考人、よろしくお願いいたします。

○浦郷参考人 リスクコミュニケーションについて、一言発言させていただきます。多くの消費者は、ゲノム編集技術による品種改良の仕組みをしっかりと理解できていないと思います。ですので、遺伝子に直接手を加えたものは、何となく不安だと思っている人が多くなるのは当然です。やはりここで理解を深めるためのリスコミに、きちんと取り組んでいただきたいと思います。

先ほど二村参考人からもありましたけれども、今後、届出がされて多分、実際に流通する食品も出てくると思います。リスクコミュニケーションをする際に、そこら辺の情報が分かるようなプラットフォームと言う

のですか、これは各社自主的なものでいいと思うのですが、先ほど他の委員からも、開発者は記録しているというお話がありましたので、開発者に自主的にそういうものを作っただいて、それを基に多くの人の理解が深まるようなリスクコミュニケーションをしてほしいと思います。これは農水省や消費者庁も一緒にということになりますが、特に厚労省に主体となって取り組んでいただきたいと思います。また、新開発食品調査部会のほうで、定期的に評価する場があってもいいのではないかという意見もあり、私もそれに賛成いたしますので、そこら辺も考えていただければと思います。以上です。ありがとうございました。

○近藤座長

浦郷参考人、貴重なご意見をありがとうございます。今後もリスクコミュニケーションについては、国民の受容や理解について、必要な対策をしていきたいと考えております。ゲノム編集技術応用食品の後代交配種の取扱いについては、示した改正案の取扱いとしたいと思いますが、皆様、よろしいでしょうか。メッセージにて意思表示をお願いいたします。

ありがとうございます。今日欠席の田部井委員も含めて、委員の皆様全員の意思が確認できましたので、ゲノム編集技術応用食品の後代交配種については、先に示した取扱いにしたいと思います。

最後にその他、委員・参考人の方々から追加の御意見等がありましたら、よろしく願いいたします。ご意見があれば、メッセージで意思表示をお願いいたします。特にないようですので、以上で本日の議題を終了いたします。連絡事項がありましたら、事務局からお願いいたします。

特にないということですので、これにて遺伝子組換え食品等調査会を終了いたします。どうも皆様、ありがとうございました。